

事務連絡
令和2年12月8日

各都道府県・指定都市・中核市

生活福祉資金貸付制度主管部局・生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、開始当初、受付期間を7月末としていたところ、貸付実績等を踏まえ、累次の延長措置により12月末まで延長し、11月28日までに緊急小口資金と総合支援資金を合わせ、約133万件、約5,102億円の貸付決定を行っております。

直近の貸付実績では、11月22～28日の間で、約1万件（緊急小口資金：0.6万件、総合支援資金：0.4万件）の申請となっており、なお相当の件数の申請が続いていること等から、今般、令和3年3月末まで受付期間を延長し、特例貸付の実施を継続することとしました。

については、下記についてご了知の上、特例貸付の実施にかかる事務体制の継続的な確保など、必要な対応を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 受付期間の延長

- 緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付について、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、受付期間を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長する。
- 総合支援資金の特例貸付の3ヶ月を超える貸付（延長貸付）については、令和2年12月末までに初回貸付の3月目が到来する者を対象としているところであるが、令和3年3月末ま

でに総合支援資金の特例貸付の初回貸付を申請した者に対象を拡大する。

- なお、令和3年4月以降、新規に緊急かつ一時的な生活維持のための貸付等を必要とする方については、本則に基づく貸付により対応する。
- また、総合支援資金の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行うことは従前の取扱いとおりである。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)
(抜粋)

第2章 取り組む施策

II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

(4) 家計を中心とした民需の下支え

① 家計の生活下支え、経済的負担の軽減、需要喚起等

感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、緊急小口資金・総合支援資金の特例措置の申請期限を来年3月末まで延長するとともに、住居確保給付金の支給期間を令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月まで延長可能とする。

2. 年末年始の対応

- 令和2年12月29日から令和3年1月3日にかけての年末年始の対応については、「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」(令和2年11月24日厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)により、具体的な対応例を示し、必要な対応を求めているところである。
- 緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期間の延長を踏まえ、年始における対応についても検討の上、対応をお願いする。
- なお、年末年始の対応にかかる事務費(休日出勤手当等)については、貸付原資を取り崩して、これに充てることが可能であるので、必要な経費を手当てしていただくようお願いする。

3. 受付期間の延長等にかかる予算措置等

- 令和3年1月以降の特例貸付の実施にかかる貸付原資等については、令和2年度第3次補正予算案に所要額を計上することを調整している。
- 特例貸付の実施にかかる経費については、貸付や原資の状況を踏まえて段階的に執行しているところ、第3次補正予算への計上を調整中の貸付原資等についても、同様の執行を予定しており、具体的な執行方法については、追って連絡する。

- また、本補正予算には、貸付原資のほか貸付にかかる事務費及び債権管理事務費分を含めて計上し、これまでの特例貸付の事務費と同様に、必要に応じて貸付原資を取り崩して所要額に充てることとなる。
- なお、債権管理事務費については、償還期間（緊急小口資金2年、総合支援資金10年）の間に必要な金額を一括して交付することを予定していることから、各都道府県社会福祉協議会においては、従来の活動に支障が生じないように、債権管理に関する業務の外部委託や協議会内での事務体制の強化など、来年度から始まる債権管理への対応について、検討をお願いする。
- 各都道府県におかれては、本補正予算が成立した後、今年度予算として各都道府県社会福祉協議会への原資等の執行を依頼することとなるため、財政当局とも予め調整をお願いする。

4. 貸付が終了する方への対応

- 貸付が終了する方に対しては、必要な支援が途切れないよう、他制度との連携が重要である。
- 具体的には、貸付の終了を前に、自立した生活が困難と考えられるケースについては、自立相談支援機関や社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援訓練制度（ハローワーク）、トライアル雇用助成金（ハローワーク）、生活保護制度（福祉事務所）等へつなぐことで、必要な支援を受けられるよう、対応願いたい。
- なお、各制度においては、下表のとおり柔軟な運用や拡充等を行っているので、ご承知おきいただきたい。

制度	内容
求職者支援制度	対象人員を約5万人へ拡充。（当初分約2.8万人＋補正追加分約2.2万人）
トライアル雇用助成金	感染症の影響が非正規雇用労働者や女性など弱い立場にある人に大きく生じていることを踏まえ、こうした影響による離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対する貸金助成制度を創設。
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに就労の場を探すこと自体が困難である等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保。 ○一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の終息後に収入が増加すると認められるときには、下記の取扱いについて柔軟な運用を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤用自動車の保有 ・自営業者等の転職に係る指導等を行わないこと

以上